3　日本公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

㈠　日本公庫は、中小企業者及び組合等の外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができることとした。（第二二条第一項第一号及び第二項関係）

㈡　日本公庫は、中小企業者が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の外国の銀行等からの借入れに係る債務の保証を行うことができることとした。（第二二条第一項第二号及び第三項関係）

㈢　日本公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができることとした。（第二二条第四項及び第五項関係）

四　産業競争力強化法の一部改正関係

認定支援機関に、所要の業務を追加することとした。（第一三四条第二項関係）

五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構に、所要の業務を追加することとした。（第一五条第一項関係）

六　附則

1　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律を廃止することとし、この法律の施行に伴う経過措置、関係法律の改正等、所要の規定を設けることとした。（附則第二条～附則第一二条、附則第一四条～附則第二二条関係）

2　施行期日を、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日とした。

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第五九号）（金融庁）

1　新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例等

㈠　新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例（附則第二六条関係）

信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（新型コロナウイルス感染症等という。）により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等という。）が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

(1)　経営強化計画の記載事項の特例

次に掲げる事項については、経営強化計画への記載を不要とすることとした。

イ　収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

ロ　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(2)　国の資本参加の要件の特例

イ　次に掲げる事項については、資本参加の要件から除外することとした。

(イ)　経営強化計画の実施により収益性及び業務の効率の向上等が見込まれること

(ロ)　経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠な金融機関等であること

ロ　「適切に資産の査定がされていること」との要件を「資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること」とすることとした。

(3)　国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、原則優先株式とされているところ、優先株式に限らないこととするとともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とすることとした。

㈡　金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本参加に係る特例（附則第二七条関係）

当事者に新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が国の資本参加の申込みをする場合には、㈠の(1)から(3)までと同等の特例を設けることとした。

㈢　協同組織中央金融機関による新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に対する資本参加に係る特例（附則第二八条関係）

(1)　協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。）である場合には、㈠の(1)及び(2)と同等の特例を設けることとした。

(2)　協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととした。

㈣　協同組織中央金融機関等に対する資本参加に係る特例（附則第二九条関係）

協同組織中央金融機関等が信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関等に特定支援を行うために国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

(1)　「収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項」については、協同組織金融機能強化方針への記載を不要とすることとした。

(2)　「取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨」を協同組織金融機能強化方針に記載することとした。

(3)　協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について主務大臣への報告をしなければならないとされているところ、国の資本参加に係る勘定とその他の勘定とを区分して経理することにより、当該国の資本参加に係る勘定に係る事項の実施状況等のみを主務大臣への報告の対象とすることとした。

2　金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第三条、第一五条、第二六条、第三四条の二関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日等

㈠　この法律の施行前に国の資本参加を受けた金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等である場合には、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項を緩和する等の特例を適用することができることとした。

㈡　新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る登録免許税の特例を定めることとした。

㈢　所要の経過措置を定めることとした。

㈣　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（法律第六〇号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、賃貸住宅の入居者の居住の安定の確保及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の公正かつ円滑な実施を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃